

お子さまの病気「インフルエンザ」は、学校保健安全法により病気の悪化を防ぐためと、他の児童生徒に感染させないために出席停止を指示いたします。

インフルエンザ」の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」です。その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関で記入してもらうものではありません。

治癒報告書（保護者記入）

学校長 様

年 組 氏名

上記の者のインフルエンザ疾患は、治癒しており他に感染のおそれがないことを報告いたします。

↓発症日とは、(咳・鼻水・発熱など、かぜ様の症状が出た日)のことです。

発症日0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目登校可
月 日	/	/	/	/	/	ただし、 解熱した後2日経過していなければ登校不可
この期間は出席停止期間になります。						
解熱日（熱が下がった日）						月 日
医療機関の受診日						月 日
受診した医療機関名						

(例：月曜日に発症した場合で、解熱したのが火曜日であっても、発症から5日を経過しなくては登校できませんので、この場合は土曜日が満了日になります。翌月曜日に登校してください。)

令和 年 月 日

保護者氏名

印